

## 「緊急事態宣言」の発令に伴う生涯学習プラザの休館について (令和2年5月7日現在)

当財団では、4月7日に発せられた「緊急事態宣言」を踏まえ、対象期間である5月6日まで生涯学習プラザを臨時休館としていました。この度、「緊急事態宣言」が神奈川県内において延長されたことに伴い、生涯学習プラザの休館を延長させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願いします。

なお、当財団が主催する第1期の講座・教室については、「緊急事態宣言」の延長に伴い中止または延期といたします。

※ 今後の講座・教室の対応の詳細については、[こちら](#)をご参照ください。

【臨時休館期間】 5月7日(木)以降、当面の間

### 【臨時休館中の対応】

- 貸館は中止し施設の利用はできません。
- 6月1日以降の施設の利用予約は、次のとおりです  
電話（平日：8時30分～17時00分）、HP、Fax(一部の講座に限る)をご利用ください。
- 土、日、祝日については、電話での受付業務等は休止いたします。

### 【その他】

- 貸館利用の中止に伴うキャンセル料は、新型コロナウイルスの感染予防を理由とした場合は引き続き不要とします
- 貸館利用等の再開については、改めてお知らせいたします。

令和2年5月7日

(公財) 川崎市生涯学習財団

電話 044-733-5560 (代)